

入札件名：モノ×コトづくりビジネス展開のための知財戦略調査

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 (総合評価落札方式 電子調達システム対応版)
6	予算決算及び会計令(抜粋)
7	応札資料作成要領
8	評価手順書(加算方式)
9	(様式1) 質問状
10	(様式2) 入札参加表明書【電子入札の場合】
11	(様式3) 入札書 [紙による入札の場合]
12	(様式4) 理由書 [紙による入札の場合]
13	(様式5) 委任状 [紙による入札の場合]
14	(様式6) 提案書ひな型
15	(様式7) 見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局>調達情報>入札公告関係資料>1. 総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成30年7月13日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

モノ×コトづくりビジネス展開のための知財戦略調査

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号 5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成30年7月20日(金) 13時30分

中国経済産業局 第2会議室(広島合同庁舎2号館2階)

(3) 質問期限

平成30年8月8日(水) 12時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成30年8月20日(月) 17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(持参)すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

・提案書(紙資料7部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

・評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)

・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書(資料番号11)及び様式4理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定め

る委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。

- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

※プレゼンテーションは実施しない

(6) 開札の日時及び場所

平成30年8月30日（木）10時00分

中国経済産業局 地方連絡室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約心得をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 地域経済部 地域経済課（自動車・航空機・産業機械担当）

担当者：高橋 宏治

電話 082-224-5760（ダイヤルイン）

E-mail takahashi-koji3@meti.go.jp

仕様書

1. 事業名

モノ×コトづくりビジネス展開のための知財戦略調査

2. 背景・目的

中国地域のリーディング産業である自動車関連産業は、CASE（Connected（つながる化）、Autonomous（自動運転）、Shared（シェアモビリティ）、Electric（電動化））を代表とする市場環境の大きな変換点を迎え、事業を継続的に発展させていくために次代の市場に合った新たな事業づくりが必要となっている。

それは、旧来型の単なる「もの（部品）づくり」の延長では難しい。なぜなら、次代の市場においては「モノ」はコモディティ化し最終製品の中での価値を生み出しにくくなる一方、消費者に対するサービス（「コト」）と結びつけたコト的価値の部分が大きくなってきているという市場構造の変化によるものである。

そこで本事業では、モノに IoT 関連技術を掛け合わせて既存事業の単なる延長ではない事業、特にサービス価値づくりを中心に考えられた事業（＝「サービス・ドミナント・ロジック化事業」）事例を収集し、それらの事業創出に至るロジック及び知的財産の位置づけの解明を行い、その手法を価値創造・事業展開の好事例として広く事業者・支援機関等に共有し、事業者や地域経済の成長に繋げる。

なお、地域知財活性化行動計画「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」¹の中で、広島県において自動車関連分野の中堅・中小企業に対して知財保護・活用に係るセミナーを開催することが明記されているところ、当該目標に資するものとして、広島市にて調査結果を広く共有するためのセミナーを行う。

3. 事業実施期間

契約締結日から平成31年2月28日（木）

4. 事業内容

- (1) サービス・ドミナント・ロジック先進事例集の作成
- (2) サービス・ドミナント・ロジックセミナーの実施

5. 全体業務

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225001/20171225001-1.pdf>

(1) サービス・ドミナント・ロジック先進事例集の作成

- 1) 部品メーカー等製造業からのサービス・ドミナント・ロジック化事業における事例を収集し、収集した事例を分析・整理することにより先進事例 20 件程度を選定する。
- 2) 1)で選定した事例の現地ヒアリングを実施し、「サービス・ドミナント・ロジック事例集」を作成する。

請負事業者が行う業務は、次のとおりとする。

① 事例集の編纂方法検討

サービス・ドミナント・ロジックの専門家や代表事例先にヒアリングを行い、事例集の編纂のための視点の整理・検討を行い、事例収集用フォーマット及び事例集掲載用フォーマットを作成する。

② 事例の収集、管理

技術支援機関、産業支援機関、知財支援機関、金融機関、ファブラボなど、各地方の産業振興を支援する機関、イノベーションを誘発する施設、各地の専門家等に①の事例収集用フォーマットにより照会し、サービス・ドミナント・ロジック化事業に係る事例の収集を行う。それらを知財戦略の面から分析、事業分野ごとに整理し、事例集掲載用事例として相応しく、かつ、今後有望な事業展開が見込まれる事例 20 件を選定する。なお、20 件の事例のうち、少なくとも 5 件は自動車関連産業に関するものとする。

③ 事例集の作成

②で収集した事例について、価値づくりの考え方、新事業構築に至る経緯等のヒアリングを現地で行い、事例ごとに①の専門家の助言を得ながら取りまとめる。事例は 15 件以上とすること。

(2) サービス・ドミナント・ロジックセミナーの実施

サービス・ドミナント・ロジック化事業構築ための思考方法、付加価値づくり、連携の在り方、知財戦略等をテーマに研修会形式のセミナーを実施し、参加者にサービス・ドミナント・ロジック化事業における付加価値づくりのポイント・思考方法について、知財戦略と関連させてわかりやすく解説し、理解を深める

【開催要領】

- ・開催時期：1月下旬頃
- ・実施場所：広島市内
- ・対象者：中国地域におけるコトづくりによる事業多角化を目指す企業、団体、支援人材
(自治体、産業支援窓口、企業等)
- ・参加者規模：70名程度
- ・内容：以下、a) b) c) の内容で実施すること。

- a) 専門家によるサービス・ドミナント・ロジック化事業についての講演
- b) サービス・ドミナント・ロジック化事業の先進事例3件の紹介
(中国地域の事例1件及び自動車関連産業の事例1件を含むこと)
- c) 知財専門家等による解説

請負事業者が行う業務は、次のとおりとする。

① セミナー出席者の募集及び管理

セミナー出席者の募集を行うなど、定員の確保に努める。参加者の確定後、名簿を作成し、その出欠等を把握・管理する。

② セミナーの開催準備

また、セミナーに必要な講師等（サービス・ドミナント・ロジックの専門家1名、知財専門家1名は必須とする）を確保し、セミナーの趣旨、講義テーマ及び手法等を確実に伝え、講義等実施に係る謝金・旅費の支払い手続きを行う。

③ セミナーの企画運営

セミナーを企画するとともに、実施に際し、必要な機材（パソコン等）を揃え会場等の設営を行う。当日配布資料等について、事前に講師からデータを受け取り、必要部数を用意する。配布する資料については、中国経済産業局（以下、「当局」という。）の指示に従い、必要に応じて講義資料以外の資料印刷等も行い、配布する。また、講師等への対応、参加者の出欠管理、司会進行、資料等の内容紹介・印刷・配布など、セミナーの運営に必要な業務を円滑に行う。

実施後にはセミナー参加者に対するアンケートを実施し、集計を行う。

6. 事業報告書の作成

本事業の全体に関する報告書を取りまとめること。報告書の作成に当たっては、当局と十分な打合せを行うこと。

7. 留意事項

- (1) 事業の具体的内容や進め方について、当局と十分な打ち合わせを行うこと。打ち合わせ等は、原則当局で行うこととする。
- (2) 事業の進捗状況及びその他事業に関する情報は、随時当局に報告を行うこと。
- (3) 専門家・事例発表企業の選定に際しては、候補者案を事業者が提示し、当局と協議のうえ決定すること。
- (4) 報告書に記載する図面、写真、文章等を他の文献から引用する場合には、出典を明記するとともに、著作権者から報告書やウェブでの公開についての転載許諾を得ること。
- (5) 本事業により知り得た情報を許可なく外部に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (6) 事業完了後、速やかに請負業務完了報告書を提出すること。

8. 納入物及び納入期限

納入物	数量	納入期限
報告書の電子媒体	一式 (CD-RもしくはDVD-Rに 収納したデータ)	平成31年2月28日 (木)